

新千歳空港の整備等に関する運輸省と防衛庁との間
における覚書

昭和50年 8 月30日

運輸省 航空局長

防衛庁 防衛局長

運輸省と防衛庁は、新千歳空港の整備等に関し、次のとおり協定し、昭和50年9月1日から適用する。

- 1 運輸省は、新千歳空港を別紙新千歳空港平面図を基本として整備を行い、防衛庁はこれに協力するものとする。

なお、千歳飛行場及び新千歳空港に係る管制業務の実施については、昭和45年10月19日付防防第3043号及び昭和45年10月30日付空制第220号のとおりに措置するものとする。

- 2 運輸省は、新千歳空港の整備の具体的計画を策定及び変更する場合で、千歳飛行場の管理及び運用に影響を与えるものについては、あらかじめ防衛庁に協議するものとする。

- 3 共用施設（管制施設、対空無線所及び空港面監視レーダー等）の整備工事に係る整備区分、位置、管理区分及び経費分担等については、別途運輸省と防衛庁との間で協議して定めるものとする。

- 4 運輸省と防衛庁との財産管理区分は別図のとおりとし、防衛庁は運輸省のA地区

の使用が可能となるよう一時使用承認の変更等の手続をすみやかに行うものとする。
また、運輸省は、防衛庁のB地区の使用が可能となるよう協力するものとする。

(2) 千歳飛行場の着陸帯の拡幅に伴う財産区分の変更については、別途運輸省と防衛庁との間で協議して定めるものとする。

(3) 新千歳空港整備のための必要な土地の一時使用及び工事区域の管理については両省庁現地機関において協議するものとする。

5 千歳飛行場及び新千歳空港に係る周辺対策については、別途運輸省と防衛庁とが協議して定めるものとする。

6 本協定に定めのない事項については、必要に応じ別途協議して定めるものとする。

